右の者からの付審判請求事件について、昭和四五年――月九日当裁判所がした抗告棄却決定に対し、申立人から再審請求の申立があつたが、右のような決定に対する再審請求は法律上許されず、これを異議の申立と見ても、かような異議申立も法律上許されていないのであるから、本件申立は不適法として棄却すべきものである。よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和四六年一月一一日

最高裁判所第一小法廷

吾	謹	部	長	裁判長裁判官
誠		田	岩	裁判官
一郎	健	隅	大	裁判官
Ξ	益	林	藤	裁判官